

ごみ処理広域化に係る事業者向け説明会 質疑応答記録

(令和5年2月開催)

2/2(木)夢プラザ 18:00～

□コンビニエンスストアを経営しています。ごみの分別区分が複雑になると、お客様がコンビニに設置されているごみ箱に入れたごみを従業員が再度分別するのは難しくなると思います。

→コンビニエンスストアに設置しているごみ箱は、分別区分の変更後は基本的に燃やせるごみ・ペットボトル・びん・缶になると思われます。そのため今回の分別区分の変更では、大きくこれまでの対応と変わることは想定されません。例外的に燃やせないごみや埋立ごみが混入していた場合は、取り除く等の対応をお願いいたします。

また、産業廃棄物につきましては、一般廃棄物に混入しないよう分別をお願いいたします。

2/3(金)芸文ホール 10:00～

□生ごみ以外の事業系一般廃棄物の処理手数料についてですが、現状の処理手数料(118円/10kg)に比べて、焼却処理開始後の原価計算の金額が約4倍(482円/10kg)になっているが、これはどういうことですか。

→説明資料では、現状の手数料については、事業者が負担する金額を記載しており、原価計算については、市と事業者それぞれが負担する合計額を記載しています。市と事業者の負担割合は2分の1ずつとして積算していますので、事業者負担分の金額は、118円/10kgから240円/10kgへの改定案となりますので、約2倍となります。

なお、改定率が大きいことから、令和6年4月から令和8年3月までの2年間は経過措置を設け、170円/10kgの案としています。

2/8(水)夢プラザ 10:00~

□焼却処理の開始後、最終処分場はどれくらいの期間使用できますか。また、北広島市のクリーンセンターの現在の最終処分場が使えなくなったら排出されたごみは千歳の焼却施設まで搬入しなければならないのですか。

→現在も使用している第6期最終処分場は、令和5年の夏から秋頃にかけて埋め立てが完了する予定となっております。その後は、詳細な期間を計算することは難しいですが、第5期最終処分場をかさ上げし、そちらに埋め立てる予定となっております。また、仮に現在の最終処分場が使用できなくなったとしても、別に最終処分場は確保することになりますので、北広島市クリーンセンターの中継施設でのごみの受け入れは可能です。

□処理手数料は10kg単位での料金となっているが、現在、許可業者に依頼する際には、 ℓ 単位で料金計算されているがどういうことですか。

→10kg単位で設定しているのは市の施設に搬入する場合の処理手数料の金額です。収集運搬をご依頼されている許可業者はおそらく ℓ に換算して積算されているのかと思われますが、許可業者にお支払いする金額につきましては別途、ご依頼されている許可業者にお問い合わせ願います。